

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

合同宿舍三条住宅の自動車保管場所の空き区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集について

2. 募集業者数

1 者とする。

3. 営業期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

ただし、必要に応じて一度に限り、1 年を超えない期間で更新することができる。

4. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 52 条に定める家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者であること。
- (12) 下記 5. の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

5. 公募要項等を配付する期間及び場所並びに応募申込する期間及び場所

公募に参加を希望する者は、公募要項及び申込書類（以下、公募要項等という）を四国財務局管財部管財総括第二課から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。なお、公募要項等を郵送での配付を希望する場合は電話連絡で担当職員の指示に従うこと。ただし、受付期間終了が近い場合には郵送依頼に応じられないことがある。

(1) 公募要項等を配付する期間及び場所

①期間

令和 7 年 12 月 11 日（木）から令和 7 年 12 月 26 日（金）までとする。（閉庁日を除く）

なお、配付時間は 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時とする。

②場所

5. (3) のとおり

(2) 応募申込する期間及び場所

①期間

【持参】令和7年12月11日（木）から令和7年12月26日（金）までとする。（閉庁日を除く）
なお、受付時間は9時から12時及び13時から17時とする。

【郵送】令和7年12月11日（木）から令和7年12月26日（金）までとする。《必着》
ただし、郵送方法は、配達証明郵便等の記録が残るものに限る。

②場所

5. (3) のとおり

(3) 配付場所・受付場所

〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎（南館6階） 四国財務局管財部管財総括第二課

電話 087-811-7780 担当（内線 421・423、麻生・近藤）

6. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和7年12月11日

財務省四国財務局長 中村 錠治